3　この約定の施行規則は、資金洗浄、テロリストに対する資金供与及び金融に係る犯罪への対処のため、利用者の本人確認、利用者についての相当の注意及び規則を実施するための手続に関し、指定された事業体が履行する義務の詳細を定める。

第八条　秘密性

1　指定された事業体は、自国の法令並びに適当な場合には国際的な義務及びこの約定の施行規則に従い、個人情報の秘密性及びその利用を確保する。この条の規定は、加盟国の自国の法令に基づく要請に応じて個人情報を提供することを制限するものではない。

2　郵便送金指図を実施するために必要な情報は、秘密とされる。

3　統計のため、並びに場合によっては業務の質の評価及び集中清算のため、指定された事業体は、万国郵便連合国際事務局に少なくとも年一回郵便情報を提供することが求められる。国際事務局は、すべての個々の郵便情報を秘密のものとして取り扱う。

第九条　技術的中立

1　この約定に規定する業務を提供するために必要な情報の交換は、技術的中立の原則（当該業務の提供が特定の技術の利用に依存しないこと。）に従う。

2　郵便送金指図を実施するための手続（預入れ、入力、送達、払渡し、払戻し、調査請求の処理又は受取人に資金を払い渡す期限に係る条件を含む。）は、郵便送金指図の送達のために利用される技術に応じて異なり得る。

3　郵便送金業務は、異なる技術の組合せに基づいて提供することができる。

第二章　一般原則及び業務の質

第十条　一般原則

1　ネットワークを通じた利用の容易さ

1.1　郵便送金業務は、できる限り多くの利用者の当該業務への利用の容易さを確保するため、指定された事業体により、そのネットワーク又は他の提携するネットワークを通じて提供される。

1.2　すべての利用者は、指定された事業体との間における契約上又は商業上の関係にかかわらず、郵便送金業務を利用することができる。

2　資金の分離

2.1　利用者の資金については、分別管理を行う。当該資金及び当該資金から生ずる流れは、事業体の他の資金及びその流れ、特に事業体自体の資金から分離される。

2.2　指定された事業体の間における手数料に関する決済は、利用者の資金に関する決済とは区別される。

3　郵便送金指図に係る振出通貨及び払渡通貨

3.1　郵便送金指図の金額は、名あて国の通貨又は名あて国が認めている他の通貨をもって表示し、及び払い渡す。

4　拒否の不可能性

4.1　電子的な手段による郵便送金指図の送達は、適用される技術基準に伝達情報が適合する場合には、振出側の指定された事業体は当該指図の存在に疑義を差し挟んではならず、また、払渡側の指定された事業体は当該指図を受け取った事実を否定してはならないという意味において、拒否の不可能性の原則に従う。

4.2　電子的な手段によって送達される郵便送金指図の拒否の不可能性は、指定された事業体が使用するシステムのいかんを問わず、技術的手段により確保する。

5　郵便送金指図の実施

5.1　指定された事業体の間で送達された郵便送金指図は、実施されなければならない。ただし、この約定及び自国の法令に従うことを条件とする。

5.2　指定された事業体のネットワークにおいて、差出人によって振出側の指定された事業体に払い込まれる金額は、払渡側の指定された事業体によって受取人に払い渡される金額と同一のものとする。

5.3　受取人への払渡しは、払渡側の指定された事業体が相当額を差出人から受領することを条件としない。当該払渡しは、振出側の指定された事業体が、払渡側の指定された事業体に対し内払金を支払い、又は決済用口座に入金する義務を履行していることを条件として行われる。

6　料金の設定

6.1　振出側の指定された事業体は、郵便送金業務の料金を定める。

6.2　6.1に規定する料金には、差出人の要求する選択的又は補足的な業務に応じて、経費を加えることができる。

7　料金の免除

7.1　捕虜及び抑留された文民に送達する郵便物の郵便料金の免除に関する万国郵便条約の規定は、このような受取人に係る郵便送金業務についても適用することができる。

8　払渡側の指定された事業体に対する手数料

8.1　払渡側の指定された事業体は、郵便送金指図の実施のため、振出側の指定された事業体から手数料を受領する。

9　指定された事業体の間における決済の頻度

9.1　差出人により、受取人に払い渡され、又は受取人の口座に受入登記される金額についての決済であって指定された事業体の間におけるものの頻度は、手数料についての決済であって指定された事業体の間におけるものの頻度と異なるものとすることができる。受取人に払い渡され、又は受取人の口座に受入登記される金額は、少なくとも毎月一回決済される。

10　利用者への情報提供の義務

10.1　利用者は、次の情報を得る権利を有する。当該情報は、公表され、かつ、すべての差出人に通知されるものとする。

郵便送金業務の提供条件、料金、経費、為替の換算率及び方法、責任を実施する条件並びに情報提供及び調査請求の業務を行う場所

10.2　10.1に規定する情報は、無償で提供される。

第十一条　業務の質

1　指定された事業体は、団体商標によって郵便送金業務を特定することを決定することができる。